

Let's農業

第36号



国営かんがい排水事業 赤城西麓地区



レタス畑とハウス団地



しょうがへのかん水状況

1

赤城西麓地区の畑かん営農の優良事例

—かんがい排水事業の活用による農業用水の安定供給等による生産性向上—

2

『畑地かんがい』と『うね内部分施用技術』による 生産コスト低減技術の紹介

3

地理的表示保護制度の紹介

4

営農課題別支援事業概要集の紹介

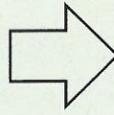
畑地かんがい施設を活用した高収益型作物への転換

見城 俊治 氏



経営体の概要

事業前
 基幹作物: 水稲、こんにやく、
 トマト、ふき
 経営面積: 4.35ha
 労働力: 3名



事業後
 基幹作物: ほうれんそう(施設・露地)
 ふきのとう、ふき
 経営面積: 2.35ha
 労働力: 4名、臨時雇用6名

取組の経緯と営農転換のポイント等

事業前は、水利に恵まれず、露地野菜を中心に不安定な営農を余儀なくされていたが、事業によって、ほ場区画や農道が整備され、ほ場には給水栓が設置されたことを契機に、平成14年度にトマトを中心に高収益型作物へと転換した。さらに、平成17年度には経営の改善を図るため、ほうれんそうを新たに導入し、現在の基幹作物に成長している。

営農改善のポイント

①新規作物による経営改善

事業前はこんにやくを主体とした農業経営を行っていたが、事業を契機として平成14年度に借地を一部返還し自作地主体でトマトの栽培規模を拡大するとともに、ふき、山うど等を組み合わせた高収益型作物への転換を図った。

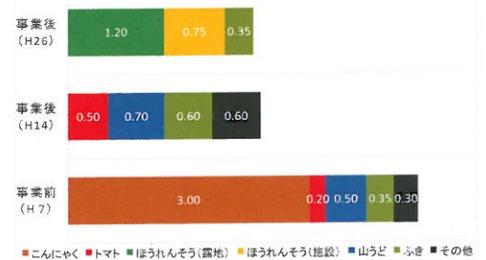
トマトは順調に生産が伸び、経営は安定したが、収穫後11月から翌年の7月まで収入が途絶えるなどの欠点を補うため、平成17年度から1年を通じ計画的に栽培できるほうれんそうを導入した。現在の販売額は事業前に比べ、2.5倍となり、最近では、周辺の農家にもほうれんそう栽培が広がるなど、氏の取り組みは地域農業の模範となっている。

②かん水技術の確立

施設におけるほうれんそうのかん水について、以前はほ場の中心線にチューブを設置してかん水を行っていたが、土壤消毒を十分に行っても端の部分から立ち枯れ等病気が発生するなどの課題があった。

そこで、頭上かん水を新たに導入し、適正なかん水技術を確立したことで、ほうれんそうの播種揃いや生育の均一化が図られた。また、チューブを設置した幅30cmの中心線部分にも作付けできるようになり、品質、収量の向上と安定生産が可能となった。

作物別作付け延べ面積 (ha) の推移



【以前のかん水方法】



【頭上かん水施設】

事業概要

事業種: 国営かんがい排水
 関係市町: 群馬県前橋市、沼田市、渋川市、昭和村
 受益面積: 2,400ha
 事業期間: 昭和56年度～平成12年度
 事業目的: 用水改良、畑地かんがい、区画整理
 主要工事: 頭首工1ヶ所、用水路48km、貯水池4ヶ所、
 ファームポンド15ヶ所

位置図



<問い合わせ先>

関東農政局 農村振興部
 農村環境課 営農指導係
 TEL: 048-740-0037

(H26年度調査)

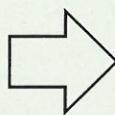
畑地かんがい施設による露地野菜の周年作付体系を確立

古澤 実 氏



経営体の概要

事業前
 基幹作物:レタス、はくさい、りんご
 経営面積:3.0ha
 労働力:4名



事業後
 基幹作物:レタス、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、りんご
 経営面積:5.0ha
 労働力:4名、臨時雇用2名

取組の経緯と営農転換のポイント等

事業前は、果樹と露地野菜の複合経営で水利に恵まれず不安定な営農を余儀なくされていたが、事業によって、ほ場区画や農道が整備され、ほ場には給水栓が設置されたことを契機に、平成14年度にレタス等露地野菜を中心に大規模化へと転換した。大規模化に対応するため、大型機械の導入、研修生による労働力確保を図るとともに畑かんによる計画的な作付を行い、露地野菜による周年作付体系を確立した。

営農改善のポイント

①経営面積の拡大

事業前は、干ばつ時の定植や農薬の散布に必要な水の運搬に相当苦勞したが、事業によってほ場に給水栓が設置されたため、定植時の労働時間が半分に省力化できた。

このため、2haの農地をさらに借り受け、大型機械の導入と研修生を採用することによって、露地野菜の作付延べ面積を6haから15haへと拡大した。現在の粗生産額は事業前に比べ、3.5倍となった。

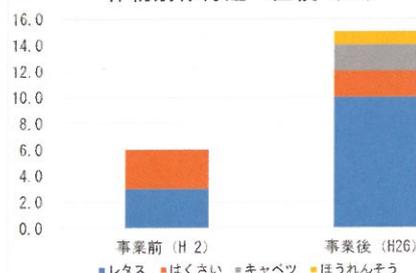
②新規作物の導入・周年作付体系の確立

畑かんにより計画的な作付が可能となったことから、レタス、はくさいに加えて新たにキャベツ、ほうれんそうを導入し、周年作付体系を確立した。このことによって、年間を通して収入を得ることが可能となった。

③流通・販売の工夫

昭和村久呂保地区で組織化されている久呂保レタス(名称:くろレタス)部会に参加し、カットレタスの需要に対応した生産、利用拡大に取り組んでいる。

作物別作付延べ面積 (ha)



【畑かんの様子】



【くろレタスの朝採り収穫】

事業概要

事業種:国営かんがい排水
 関係市町:群馬県前橋市、沼田市、渋川市、昭和村
 受益面積:2,400ha
 事業期間:昭和56年度～平成12年度
 事業目的:用水改良、畑地かんがい、区画整理
 主要工事:頭首工1ヶ所、用水路48km、貯水池4ヶ所、
 ファームポンド15ヶ所

位置図



<問い合わせ先>

関東農政局 農村振興部
 農村環境課 営農指導係
 TEL:048-740-0037

(H26年度調査)

芳賀台地の用水を利用した 畑地かんがいとうね内部分施用技術

キャベツ等露地野菜の安定生産と
生産コストや環境負荷を低減できる!!!



キャベツ定植時のかん水状況



かん水による安定生産と、うね内
部分施用技術で肥料代が少なくな
り、コストが下がる。

しかも環境にやさしい。

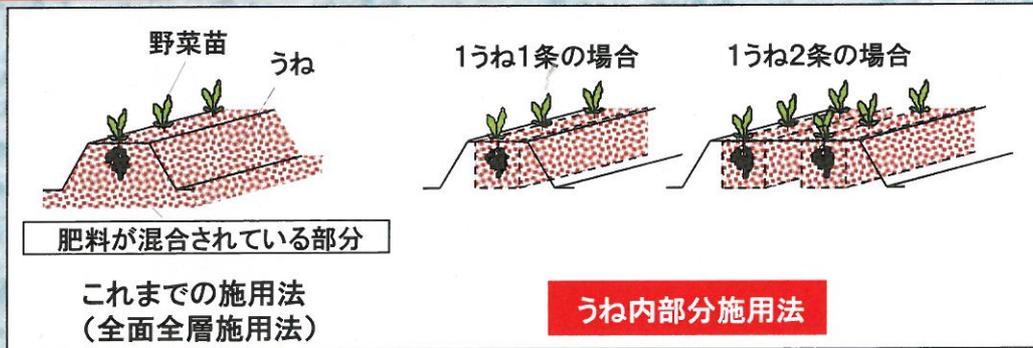
農林水産省 関東農政局

(独)農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業総合研究センター

うね内部分施用技術について

うね内部分施用技術の特徴

キャベツ・ハクサイ等土地利用型の葉菜類生産において、うね中央部の作物に効果がある範囲だけに肥料を土壌と混合して施用する技術です。

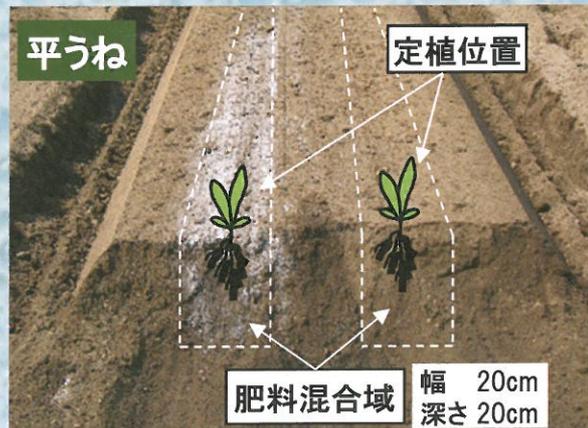
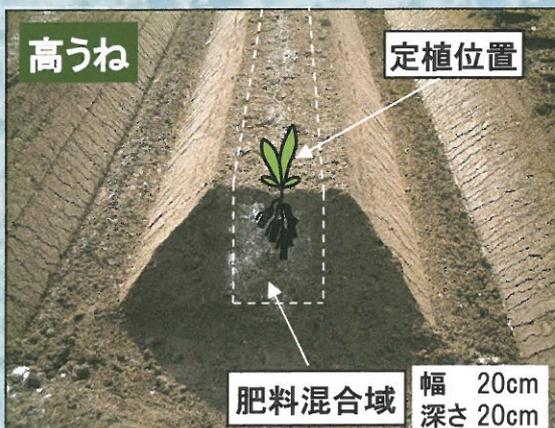


- 単位面積当たりの化成・有機肥料施用量を30%(条件によっては50%)まで低減できます。
- 無駄に施用される肥料や農薬が少なくなり、余剰成分の降雨等による周囲への流出が防止でき、環境への負荷を低減することができます。
- 移植前の作業工程を簡略化できるとともに、施用資材費が大幅に削減でき、大規模葉菜類生産における生産コストの低減が可能となります。

うね内部分施用機の特徴

肥料は肥料ホッパーから操出装置で送り出され、耕うん軸に取り付けた1組のディスクの間に施用され、ディスク間の耕うん爪で土と攪拌されたあと、成形板でうね立て・成形されます。

これにより、うね中央の定植位置の近辺に肥料を土と混合して施用することができます。



肥料混合域の幅は円盤間の距離により15~25cmに設定できます。

○ 地理的表示保護制度がスタートしました

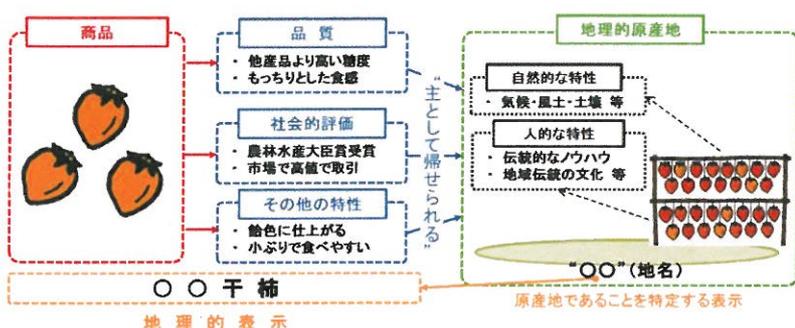
「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づき、地理的表示保護制度が、平成27年6月1日から運用を開始しました。

(1) 地理的表示保護制度とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。

地理的表示のイメージ

～ ○○干柿（※架空の農産物）を例に ～



EUで登録されている製品の例

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー(フランス)



○特徴：どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

○地域との結びつき：フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。

(2) 制度の対象となる農林水産物等

登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④です。

①及び②は全て対象となり、③及び④は政令で指定した13品目が対象となります。
(ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は除く。)

農林水産物等

② 飲食料品 (①を除く。)

飲食料品

(例) パン めん類 惣菜 豆腐 菓子
砂糖 塩、調味料
清涼飲料水 魚の干物 なたね油 大豆油
とうもろこし油 オリーブ油

④ 加工品 (②を除く。)

飼料* 漆 竹材
精油 木炭 木材
畳表 生糸

① 農林水産物 (食用に供されるものに限る。)

農林水産物

(例) 精米 カット肉 きのこといも類 鶏卵 生乳 野菜 果実
魚介類 麦

③ 農林水産物 (①を除く。)

観賞用の植物 立木竹
工芸農作物 真珠 観賞用の魚

* 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。

※ 酒類については、既存の法律（酒類業組合法）で登録されます。

(3) 地理的表示保護制度の概要

1) 地理的表示の登録 [フロー図 ①、②]

農林水産物・食品の生産・加工業者の団体は、「その製品の生産地や満たすべき品質等の基準を記載した申請書」と「団体の品質管理の方法」を定めた上で、登録の申請を行い、農林水産省において適切な手続を経て登録されます。

2) 地理的表示の使用 [フロー図 ③]

登録された団体が、製品の申請書に合致するよう適切に品質管理を行っている場合に限り、生産者は登録された地理的表示を使用することができます。

その際、その製品には、地理的表示に加えて、地理的表示であることを示すGIマーク(右上図)を付けることとなります。

3) 不正表示の取締り [フロー図 ④、⑤]

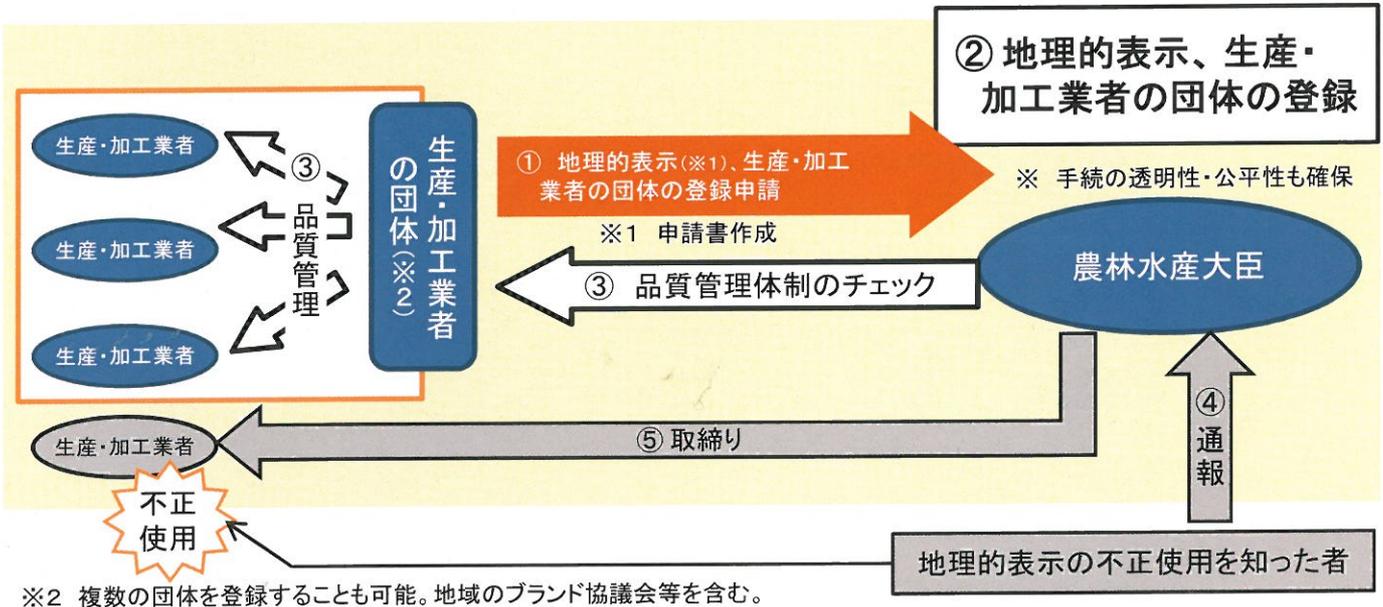
登録された品質等の基準に満たないものに地理的表示が使用されている場合など、不正使用が発見された場合、農林水産省が表示の除去を命ずるなど、取締りを行います。

制度による効果

○ 製品の品質について国が「お墨付き」を与える。

○ 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。

○ 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。



(4) 制度の詳細・公示情報の御案内

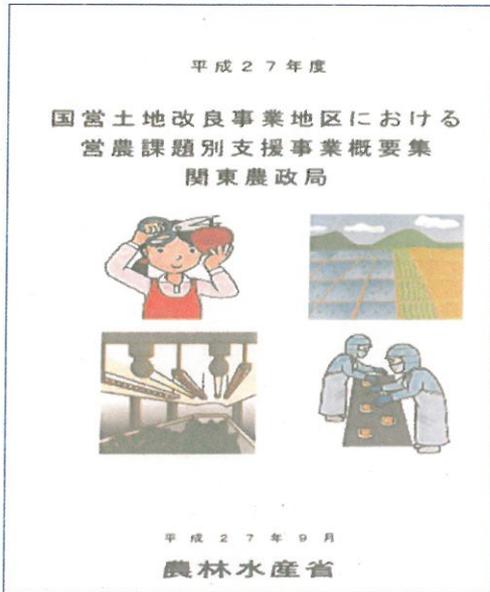
制度詳細の紹介や登録申請がなされた産品・登録された産品についての公示を、下記ホームページで公開します。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

また、地理的表示保護制度に関する情報を定期的にお知らせする「地理的表示メールマガジン」を配信しています。公示情報、制度の運用状況や、説明会などの御案内を行っています。御関心のある方は是非御登録をお願いします。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

○問い合わせ先： 農林水産省 食料産業局 知的財産課 03-3502-8111(内線4284)



構成

- はじめに
農政局関係問い合わせ先
- I 事業対象者・支援内容早見表
- II 国営土地改良事業地区における
営農課題別支援事業一覧
- III 各事業の概要
＜交付金・補助事業＞
＜融資制度＞
＜税制支援＞
- IV 農政情報
○ 労災保険 農業者のための
特別加入制度のしおり
○ 農業新技術2015

〈参考〉上記右：構成－I 事業対象者・支援内容早見表
から《一部抜粋》… 下記早見表 縦中列での()内数字
本文37頁以降：『構成-III 各事業の概要』等における対応表示数字

I 事業対象者・支援内容早見表

事業内容	事業番号	主な支援内容																								
		農業者	認定農業者	農業者の組織する団体	集落営農組織	農業法人	農協等農業関係団体	協議会	市町村	都県	食品・流通関係事業者	その他	ハードソフト	直接支払い	土地基盤整備	施設整備	機械整備	調査・検討会	商品開発・販路拡大	技術実証	研修・人材育成	その他	融資	税制		
※この早見表は主な対象者・支援内容をまとめたものです。これ以外の対象者・支援内容もありますので、詳細については、各相談窓口へお問い合わせ下さい。																										
※支援内容のハード・土地基盤整備欄の△は簡易な土地基盤整備を示しています。ただし農地・水保全管理支払交付金の△は補修、更新を基本としています。																										
※下記の数字は、「III 各事業の概要」の事業番号です。																										
経営の安定化	経営所得安定対策	(1)																								
	畑作物の直接支払交付金		○	○	○	○	○	○	○																	○
	水田活用の直接支払交付金		○	○	○	○	○	○	○																	○
	米の直接支払交付金		○	○	○	○	○	○	○																	○
	米価変動補填交付金		○	○	○	○	○	○	○																	○
	水田・畑作経営所得安定対策																									
	収入減少影響緩和対策			○	○		○																			○
収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策			○	○	○		○	○																	○	
環境保全型農業直接支援対策	(15)	○	○	○	○	○	○																		○	
永年性作物の未収益期間の経営安定	果樹・茶支援関連対策	(19)	○	○	○	○	○	○																	○	
価格低落時の補てん	野菜価格安定対策事業	(20)	○	○	○	○	○	○	○																○	
酪農経営安定のための支援	飼料生産型酪農経営支援事業	(22)	○	○	○			○																	○	

【編集後記】

平成27年10月1日から、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革の着実な推進と、相談業務や輸出促進業務を強化していくために農政局本局の一部を再編し、これまでの地域センター及び支所から、県庁所在地の拠点(支局)とその下部組織(駐在所)へと再編されました。支局には、現場と農政を結ぶ役割を担う地方参事官等を配置しています。

【編集発行】

関東農政局国営土地改良事業地区 営農対策委員会事務局 農村振興部農村環境課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-740-0510 (ダイヤルイン) FAX 048-740-0082